

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 November 2023

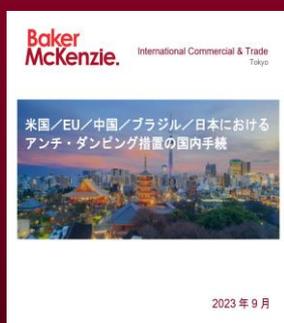
Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 88

「アンチ・ダンピング措置の 国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本レポート（無料）をご希望の方は、メールにてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 88 となる本号では、米国 IRS による大企業をターゲットにした 3 重の取締りの実施、スウェーデンの新しい外国直接投資審査法の施行等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：「グローバルグループ再編シリーズ」
第 3 回 グローバルグループ再編の手法

グローバル：OECD が第 1 の柱 / Amount A の配賦を実施するための多国間条約
(MLC : Multilateral Convention) を公表

2. アジア

香港：越境組織変更 (Re-domiciliation) 制度の導入

香港：印紙税についてのアップデート

3. 米州

米国：IRS は、大企業をターゲットに 3 重の取締りを実施

米国：2024 年 1 月から施行される企業透明化法に基づく実質的所有者の報告についてのアップデート

4. 欧州

スウェーデン：新しい外国直接投資審査法の施行

5. ESG / Sustainability

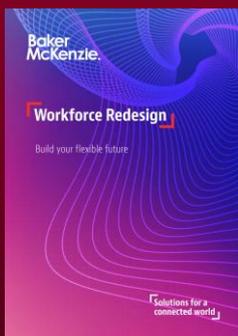
シンガポール：国際カーボン・クレジット枠組みの新しい適格基準の発効

EU：強制労働が用いられた製品の EU 市場での流通を禁止する規則案についてのアップデート

「Workforce Redesign」ガイド のお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



1. グローバル

グローバル「グローバルグループ再編シリーズ」

第3回：グローバルグループ再編の手法

「グローバルグループ再編シリーズ」第3回では、多国籍企業化した日本企業がグローバルグループ再編を実行に移す際の法務、税務上の手続や留意点について検討する。

税務コスト適正化のための再編

グローバルグループ再編は、例えば、ノンコア事業の切り離し、意思決定の迅速化等といったビジネス上の目的が発端となることが多いが、税務コスト最適化のための再編も広く一般的に行われる。グローバルグループ再編の実行の前段階として、税務コストへの影響を把握することは必須であり、その目的を達成することによるベネフィットを上回る（日本・海外における）多額の税コストが生じるような再編手法を取るのにはナンセンスである。

検討の手法としては、ビジネス上の目的を達成しつつも、日本側の税務の観点からワークする手法を検討し、その手法をベースとしつつも、その上で関連する海外拠点における課税関係を把握し、当初検討された手法を微調整し、精緻化していく¹という流れとなる。

このようなグローバルグループ再編において、典型的に検討しなければならないのは、日本の税制であれば、組織再編税制、海外子会社合算税制、子会社株式簿価減額特例であり、海外の税制であれば、再編に伴う課税の繰り延べ、欠損金の保持、流通税（VAT、印紙税²）である。また、2024年以降にグローバルミニマムタックス（国際最低課税額）の実施が各国で想定されており、これらの伝統的な税務の論点に加え、今後はグローバルミニマムタックスの観点からの検討も必要となる。

一度型にはまればこのプロセスはスムーズにいくものの、それまでは海外の専門家と粘り強くコミュニケーションを取り、日本、海外両方で実現可能性のある再編手法を見つけ出していくことが肝となる。

法務関連手続の実行

グローバルグループ再編の実行段階では、第2回で解説した株式譲渡、事業譲渡、グループ会社株式の現物分配や現物出資、合併、会社分割といった法的アクションを実施していくこととなる。その際には、対象となるグループ会社の所在地の会社法のもとで必要となる株主総会決議、取締役会決議といった各種手続をとることが必要となることはもちろんであるが、加えて、グループ内で完結するプロセスであるとはいえ、各アクションに関する権利関係の明確化の観点から、株式譲渡契約書等の各アクションの実行を合意する簡易な内容の契約書を、関連するグループ会社間で締結することが一般的である。

¹ 例えば、日本法人の分割に伴い、海外子会社の親会社が変わるという状況が現地税制上好ましくないのであれば、予め受け皿となる海外子法人を設立しておき、既存の海外子法人から事業譲渡を行い、その上で既存の海外子法人を清算するという代替案を検討するというプロセスとなる。尤も、このような再編手法の精緻化は、税務に限らず、法務の観点からも必要になる（例えば、現地におけるライセンスの取得に時間がかかるといった状況がある等）ことがあり、法務、税務両方の視点を持ち合わせて行うことが重要となる。

² 印紙税は日本においては金額的インパクトはないが、印紙税の金額が相当額に上りうる国（オーストラリア、香港、シンガポール等）もあるので、留意が必要である。

「2023年国際紛争展望」レポート 発行のお知らせ

不確実性がニューノーマルとなった中、COVID-19が現在における経済サイクル上での紛争の牽引材料となっています。本レポートでは、世界の大企業600人以上のシニア弁護士から得た知見に基づき、こうした変化が世界の紛争情勢に与える影響を明らかにしています。ESG、サイバーセキュリティ、ポストM&A、税務及び雇用に関する主要な紛争傾向を探り、セクター・地域別の動向を分析。今後一年の備えとなれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



以上に加えて、法務の観点では、下記のような対応を検討する必要がある。

労働法関係手続：グローバルグループ再編の結果として株主の変更等が生じるグループ会社については、当該会社の所在地の労働法上、労働組合又は労働者代表への通知や事前の協議等が必要となる場合があるため、そのような手続の必要性を事前に確認の上、再編プロセスのタイムテーブルに沿う形で実行する必要がある。

チェンジ・オブ・コントロール（CoC）条項対応：各グループ会社が締結している各種の契約書に、いわゆる CoC 条項が含まれている場合、グローバルグループ再編の一環として生じるグループ会社の株主の変動が当該 CoC 条項の適用対象とならないかを事前に確認する必要がある。一般的な CoC 条項は、グループの究極的な支配関係に変動がない限り適用がないとされていることも多いが、究極的な支配関係に変更がなくとも、契約当事者となっている会社の直接的な株主に変動がある場合を適用対象に含めている場合もあり、その場合は、会社契約相手方への通知や同意取得等、CoC 条項が定める必要な対応をとる必要がある。

競争法、外資規制対応：グローバルグループ再編においては、究極的な支配関係に変動が生じないため、関係各国の競争法上の企業結合届出や外資規制上の事前届出、報告等の手続について、特段の対応が必要とされないとの誤解されている場合が多い。支配関係の変動を伴う一般的な M&A 取引の場合との比較において、競争法や外資規制関連の対応が実際に必要になる場面は限定的であるとはいえるが、法域や再編のプロセス次第でこれらの手続が必要になるケースは十分考えられるため、M&A 取引の場合と同様の事前のスクリーニングを行い、必要な手続を適切なタイミングで実行することが重要となる。

欧米企業によるグローバルグループ再編においては、M&A 取引の場合と同程度の事前の調査、検討（デューデリジェンス）が実行されることが一般であるのに対して、日本企業による再編において、上記のような法務上の対応の要否についての検討が十分に行われていないケースも散見されるため、留意が必要である。

税務関連手続の実行

大規模なグローバルグループ再編の実行に際して、誰が具体的に何をいつまでにやるのかを明確にする必要がある。税務関連手続においても、再編に伴う租税の減免手続、申告手続をいつまでに行わなければならないといった、キーとなるマイルストーンが存在し、誰がいつまでにやるのかを明確にする必要がある。このようなマイルストーンを明確にした上で、漏れのないようにコントロールしていくことが肝要である。

リーガルプロジェクトマネジメント

グローバルグループ再編が行われる場合、関係するグループ会社が多数になる場合も多く、また、グループ会社の所在国において必要となる各種の法務・税務上の手続やそのために必要な書類は膨大なものとなりうる。それらの手続、書類の作成・署名手続等を適切なタイミングで効率的かつ確実に実施することは複雑な再編プロセスを完成させるうえで極めて重要となる。この点で有効と考えられるのが、この種の再編手続の実行段階のプロジェクトマネジメントを専門的に取り扱うリーガル・プロジェクト・マネージャー（LPM）の活用である。LPM は、一般的には法律・税務の専門家ではなく、リーガルプロジェクトマネジメントに特化した専門人材であり、プロジェクトに関与する各国の弁護士、税務専門家等による作業の調整や管理を担うこととなる。これにより、法務・税務等の専門家による作業が必須といえない

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



プロジェクトマネジメント関連作業を効率的かつ効果的に実現することが可能となる。

ベーカーマッケンジーのグローバルグループ再編チームの取組

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所を含む世界各国のオフィスに、グローバルグループ再編プラクティスを集中的に扱う専門チームを置いており、数々の多国籍企業のグローバルグループ再編を、プランニングから実行の段階まで、法務、税務の両面でサポートしている。グローバルグループ再編プラクティスの詳細については、[こちら](#)を参照されたい。

[最初のページに戻る](#)

グローバル

OECD が第 1 の柱／Amount A の配賦を実施するための多国間条約（MLC : Multilateral Convention）を公表

2023 年 10 月 11 日付で経済協力開発機構（以下、「OECD」）は、第 1 の柱／Amount A の配賦を実施するための多国間条約の本文及び解説文（Explanatory Statement）を公表した。この文書は、これまでに達成されたコンセンサスを反映していたものとなっているが、まだ署名を受けておらず、今後変更が加えられる可能性が残っている。

発表された主な文書は、以下にリンクの通りである。

- [MLC の本文](#)
- [MLC の解説文](#)（Explanatory Statement）
- [第一の柱の Amount A の確実性の適用に関する理解](#)（UAC）
- [概要](#)
- [第一の柱の経済影響評価のアップデート](#)

本多国間条約は、国際的な税制の安定性と確実性を高めることを目的としており、概要は以下の通りである。

- 市場において活動する最大かつ最も収益性の高い多国籍企業グループ（MNE グループ）の超過利益（すなわち、売上高の 10% を超える利益）の一部に対する課税権（Amount A）の市場管轄国への再配分を調整し、二重課税を排除する義務を伴う。
- 対象となる MNE グループに対し、Amount A に関する紛争及び既存の規則に関するその他の特定の税務紛争に関して、税務上の確実性を提供する。
- すべての企業（Amount A の対象となるか否かを問わない）に対するデジタルサービス税（DST）及びその他類似の措置の賦課を防止する。

MLC の発効は、署名後、現在 Amount A の対象に含まれると予想される多国籍企業の少なくとも 60% の本社所在地を含む、少なくとも 30 の国・地域が批准することを条件とされている。

また、MLC とともに以下の文書が発表された。

- 各規定がどのように適用されるかを明確にした解説文（Explanatory Statement）。「これは、MLC に関する交渉担当者の合意された理解を反映したものであり、解釈の目的で国際慣習法において使用される MLC の文脈の一部を形成することを意図している。」
- 確実性の適用に関する理解（UAC）。Amount A の税の確実性の枠組みが実際にどのように運用されるかについての詳細が記載されている。

[最初のページに戻る](#)

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネー・ロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



2. アジア

香港

越境組織変更（Re-domiciliation）制度の導入

香港において、2021年にファンドのために導入された越境組織変更制度に続いて、香港外で設立された外国企業が香港に設立地を変更することを可能とする越境組織変更（Re-domiciliation）制度（以下、「本制度」）が導入される。以下、本制度に関する主要な留意点について概説する。

主要な留意点

本制度に関する主要な留意点として、以下の事項が挙げられる。

- 2024年初頭に、本制度に関連する法令の改正が予定されている。本制度の下では、香港外で設立された外国企業が香港に設立地を変更することが可能となる（香港において設立された企業が香港外の国に設立地を変更することは認められていない）。シンガポールにおける同様の制度に比して優位な点として、本制度においては、資産・収入等に基づく経済的実体の要件が課されていない点がある。
- 本制度においては、裁判所の関与、会社清算又は再設立といった手続は必要とされておらず、越境組織変更の手続が簡易化されている。
- 本制度は、香港会社条例に基づき設立可能な5種類の会社（非公開会社、公開会社、保証有限責任会社、無限責任非公開会社、無限責任公開会社）又は本制度を利用する会社の元の設立地における、それらに相当する形態の会社を対象としている。
- 越境組織変更をした会社は、同一の権利、義務、債務その他の財産権（知的財産権、既存の契約関係等）及び沿革を有する同一の法人として、最大限の範囲で事業の継続性を維持する。
- 本制度は会社登記所によって管理され、会社登記所が、会社の種類、元の設立地における法令の要件充足の有無、完全性、社員及び債権者の保護、支払能力等の要素を考慮の上、会社の越境組織変更申請を承認する。
- 越境組織変更を行い、元の設立地における登録を抹消した会社は、香港において設立された同種の会社に適用される法定の要件を遵守し、必要に応じて、香港でその事業を行うためのライセンスを取得しなければならない。

税務に関する留意点

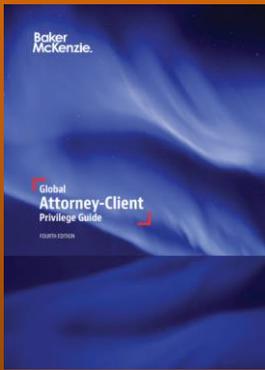
財務事務及庫務局が発行した本制度のパブリックコメント募集要項において、越境組織変更をした会社に課される利得税について、越境組織変更による影響が生じるべきではないとされており、香港において事業、貿易、又は専門的業務に従事する会社は、その本拠地にかかわらず、当該事業によって、香港において発生した又は香港による業務から派生した利益に対して利得税を支払う義務を負うとしている。また、越境組織変更の手続によって、越境組織変更をした会社の資産の実質的所有権に変更が生じることはないため、越境組織変更の手続によって、印紙税は生じるとは考えられない。2024年に予定される法改正は、これらの点を明確にし、また、越境組織変更前に発生し、越境組織変更後の会社に影響を生じさせる事項（株式譲渡益の控除、不良債権、金融資産の減損損失、減価償却等）に関する、移行に伴う税務上の問題に対処する内容となることが想定される。財務事務及庫務局は、越境組織変更をした会社に対して、その納税義務に関し更なる安定

「弁護士・依頼者間の秘匿特権
(英語)」グローバルガイド
第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方はメールにてご連絡ください。



性と指針を提供するため、内国歳入法に必要な改正を加える予定であるとしている。

[最初のページに戻る](#)

香港

印紙税についてのアップデート

はじめに

2023年10月25日に行われた香港行政長官の2023年施政方針演説(以下、「施政方針演説」)において、香港政府は、株式譲渡に関する印紙税率の引き下げ及び住宅用不動産の売買に関する印紙税にかかる改正を発表した。

概要

施政方針演説において香港法人株式の譲渡に係る取引コストを削減するための措置が公表された。香港法人株式の譲渡にかかる従価印紙税率は、対価の額又は譲渡株式の額のいずれか高い方に対する0.13%から、0.1%に引き下げられる。つまり、合計0.2%(従来は0.26%)が譲渡時に納付されることとなる。

(株式譲渡にかかる改正)印紙税法案は2023年10月25日に公布され、2023年11月17日に施行された。

これとは別に、香港政府は住宅用不動産の売買に関して、以下の通り、印紙税関連の改正を実施すると発表した。

- ① 特別印紙税(SSD)の適用対象となる、保有期間が3年未満から2年未満に短縮される。つまり、不動産を取得してから2年後以降に不動産を処分する場合には、SSDは課せられないものとされる。
- ② 購入者印紙税(BSD)及び新住宅印紙税(NRSD)が15%から7.5%へと引き下げられる。
- ③ 特定の人材について認められる入境制度により香港に入境し、住宅用不動産を取得した適格な入境人材(以下、「入境人材」)については、印紙税が免除される制度を導入する。具体的には、BSDとNRSDを住宅用不動産購入時に支払う必要はなく、その後、入境人材が香港永住権を取得できなかった場合について³、これらを事後的に支払うものとする制度である。この制度は、2023年10月25日以降に締結される住宅用不動産の売買契約に適用される。

[最初のページに戻る](#)

³ 入境人材が香港永住権を取得するためには7年以上香港に居住する必要がある。

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



3. 米州

米国

IRS は、大企業をターゲットに 3 重の取締りを実施

概要

2023年10月20日、IRSはプレスリリースを発表し、米国で卸売業を行う外国大企業の米国子会社約150社にコンプライアンス・アラートを送付し、毎年、不適切な損失と極端に低いマージンをもたらしている移転価格税制慣行に異議を唱える新たなイニシアチブを発表した。さらに、2024年には、IRSは大企業コンプライアンス（LCC）プログラムを拡大し、人工知能（AI）と専門家の意見を利用して選ばれた60社の納税者に対する税務調査を追加する予定である。

詳細

大企業を対象としたこれらのキャンペーンは、今年初めに発表された（1）富裕層個人と（2）複雑なパートナーシップを対象としたキャンペーンに続くものである。これらのキャンペーンは、複雑な税務申告や高額のコンプライアンス違反のある納税者に対する取締りを拡大することにより、急増する税格差に対処するという米国のインフレ削減法・戦略運営計画（Strategic Operating Plan）の目的と整合させようとしている。

移転価格イニシアチブに関しては、IRSは大企業の米国子会社約150社にコンプライアンス・アラートを送付し、米国での利益額を正しく申告していないと思われる不適切な移転価格慣行の疑いに関して、自ら是正する措置を奨励する。このプレスリリースには、これらのコンプライアンス・アラートがいつ出されるかについての詳細は含まれていない。

LCCプログラムには、最大かつ最も複雑な法人納税者が含まれる。これらの納税者の米国における平均資産は240億米ドル以上、平均課税所得は年間5億米ドル以上である。他の分野と同様、IRSは納税者を調査対象として選定するためのデータ分析にAIを活用する意向を表明している。

IRSは、すべての納税者の申告データにアクセスできるユニークな立場にある。実際、プレスリリースの最後には、IRSが2023年にデジタル化した100万件以上の税務申告書に関する統計が掲載され、デジタル記録からデータを抽出することの意味についても言及されている。IRSによる利用可能な広範なデータセット、世界的な透明性と協力への高まり、AI技術の予測モデリング能力を考慮すると、IRSは納税者が入手し得ない情報にアクセスできるようになる。外資系大企業の移転価格イニシアチブ、LCCプログラムの拡大、その他のキャンペーンのいずれかに狙われる可能性のある企業は、訴訟リスクに至った場合を慎重に検討する必要がある。

プレスリリースには、米国第10巡回区控訴裁判所において国側が勝訴した *Bats Global Markets Holdings Inc. et al. v. Commissioner* についても言及があり、旧第199条に基づく国内生産活動控除に関する高リスクのクレームに対処するためのIRSのキャンペーンが成功したことを説明している。

[最初のページに戻る](#)

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



米国

2024年1月から施行される企業透明化法に基づく実質的所有者の報告についてのアップデート

2024年1月1日に施行される企業透明化法（Corporate Transparency Act）は、約3,260万の米国人法人に対して、その実質的所有者に関する情報を、米国財務省の金融犯罪取締ネットワーク（以下、「FinCEN」）に対して報告することを求めている。

FinCENは2023年9月28日に、企業透明化法における実質的所有者の情報報告規定を実施する最終規則を変更する規則案（以下、「最終規則変更案」）を公表した。この変更案における唯一の変更点は、2024年に設立される法人について報告期限を変更する点である。

また、FinCENは2023年11月7日に、個人の実質的所有者の情報に代えて、法人のFinCEN識別番号を報告に用いることができる場合についての最終規則を公表した。

FinCENに対する実質的所有者の報告の概要については、[Corporate & Tax Global Update Vo.76](#)の記事を参照されたい。

実質的所有者の報告期限の変更

最終規則変更案によれば、2024年に設立又は登録された法人は、変更前の最終規則による30日ではなく、90日以内に実質的所有者の報告をすれば足りるとされる。FinCENによれば、この変更によって、規則への遵守を容易にし、報告の負担を軽減し、極めて有用なデータベースの構築に資することになっているとしている。他方で、2025年1月以降には、実質的所有者の報告義務について既に周知がされていることから、報告までの期間の延長はなされない。最終規則変更案により、報告期限は以下の通りとなる。

既存の会社：2024年1月1日より前に設立された報告会社は、2025年1月1日までに、FinCENに最初の実質的所有者の報告を行う。

新規の会社：2024年1月1日以降、2025年1月1日より前に設立又は登録された報告会社は、設立又は登録の日から90日以内に、FinCENに最初の実質的所有者の報告を行う。

2025年以降：2025年1月1日以降に設立又は登録された報告会社は、設立又は登録の日から30日以内に、FinCENに最初の実質的所有者の報告を行う。

実質的所有者の変更：報告会社について実質的所有者の変更が生じた場合には、30日以内に報告を行う。

法人 FinCEN 識別番号を報告に用いることができる場合の最終規則

FinCEN 識別番号は、実質的所有者の情報を FinCEN に提供した個人に対して付与されるものと、最初の実質的所有者の情報の報告を行った法人に対して付与されるもの（以下、「法人 FinCEN 識別番号」）がある。企業透明化法では、個人が、報告会社の持分を直接又は間接に保有している法人の持分を保有していることによって、報告会社の実質的所有である又はその可能性がある場合に、報告会社は、個人の実質的所有者の情報の報告の代わりに、適切な法人の FinCEN 識別番号を報告することができるとされている。

これに対して、企業透明化法の規定の文言が必ずしも明確でないことから、法人 FinCEN 識別番号が報告に用いられることによって、本来の実質的所有者の報告があいまいになるリスクがあるとの懸念が示されていた。そこで、

FinCENは2023年11月7日に公表した最終規則により、以下の場合にのみ、他の法人FinCEN識別番号及び名称を報告に用いることができることを明らかにした。

- ① 当該他の法人がFinCEN識別番号を取得しており、そのFinCEN識別番号を報告会社に提供していること。
- ② 個人が、当該他の法人の持分の所有を通じて保有している報告会社の持分のために、報告会社の実質的所有者であり又はその可能性があること。
- ③ 当該他の法人と報告会社の実質的所有者が同一の個人であること。

既存の米国会社及び新規に設立又は登録される会社について、企業透明化法に基づく実質的所有者の報告の準備を進めておくことが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

スウェーデン

新しい外国直接投資審査法の施行

2023年9月13日、スウェーデン国会は、外国直接投資の審査のための国家制度に関する法案（以下、「FDI法」）を可決した。FDI法は、スウェーデンの国家安全保障、公序良俗、公共安全に悪影響を及ぼす可能性のある外国直接投資を審査するための国家制度を確立するものであり、そのような投資は条件付き承認又は禁止の対象となる可能性がある。

FDI法は、40年以上の時を経てスウェーデンが再び導入する外国投資規制であり、EU加盟国の外国投資規制の中でも、最も複雑かつ包括的なものになる。

1. 概要

FDI法は2023年12月1日に発効し、投資契約の締結時期にかかわらず、同日以降に実行される外国直接投資に適用される。施行日以降、FDI法の適用を受けるスウェーデンへの外国直接投資は、投資の実行の条件として、義務的な届出と当局の承認（又は何らの措置を講じることなく審査を終了する決定）が必要となる。スウェーデンにおける監督当局は、戦略製品検査局（ISP）であり、戦略製品検査局はEUの対内直接投資スクリーニングのための枠組み構築に関する規則（Regulation（EU）2019/452）の担当窓口でもある。FDI法に定められた義務に違反した場合、多額の罰金が科され、あるいは取引が無効となるリスクがある。

FDI法は適用範囲が広く、スウェーデンと関連性のある多数の取引に影響を与えるものである。FDI法の施行をふまえ、スウェーデンと関連性を有する取引の当事者は、以下の3点をまず検討する必要がある。

- ① スウェーデンと関連性のある投資であるか。
- ② 投資が閾値を超えるものであるか。
- ③ 対象会社の事業はFDI法の対象範囲内か。

FDI法の対象となり届出を行うべき取引の大半は、第一段階の25日間の審査期間内に審査が終了するものと予想される。FDI法の具体的な施行に関しては、まだ明確にされていない点もあるが、FDI法に基づく届出及び承認のための期間を考慮して、投資の実行スケジュールを検討する必要がある。

2. FDI法の目的と範囲

FDI法の目的は、スウェーデンの安全保障、公序良俗、公共安全に悪影響を及ぼす可能性のある外国直接投資を防止するための制度を確保することである。FDI法では、外国直接投資とは以下の者によってなされる投資と定義されている。

- EU域外に国籍又は登記上の事務所を有する個人又は法人
- EU域外の国家、EU域外において設立された法人、又はEU域外の国籍を有する個人によって、直接的又は間接的に所有又は支配される法人

3. 届出義務

FDI法は第三国と関係のある投資家をターゲットとするものであるが、届出義務は、投資家の国籍や設立準拠法に関係なく適用される。すなわち、スウェーデンやEUの投資家にも適用され得る。これは、第三国の投資家が、スウェーデンやEUの法人を通じて投資することによって、届出義務を回避し、保護が必要な事業を支配下に置くことを防ぐ目的である。通知義務はスウェーデンやEUの投資家にも適用されるが、禁止され得るのは第三国の投資家による投資のみである。

投資の閾値は、投資対象となる法人の種類によって異なる。有限責任会社（Sw. aktiebolag）については、投資家が（直接的又は間接的に）10、20、30、50、65又は90%の議決権を取得することとなる投資に対してFDI法が適用される。これらの閾値に達する都度、届出が必要とされる。既存の株主に対する新株発行の場合は、適用除外となる場合がある。

もう一つの届出要件は、他の方法で保護の対象となる対象会社の経営に対する影響力を取得することとなる買収であり、これは事案ごとの個別の評価が必要となる。

4. 対象となる事業

対象となる事業に関して、ISPによる事前の通知や判断を得ることはできず、事業ごとに自ら評価しなければならない。FDI法では、以下の事業活動とセクターが同法の対象となるものと大枠を定めている。

- **必要不可欠なサービス:** 社会の基本的ニーズ、価値、安全にとって不可欠な社会機能を維持又は保証するサービス又はインフラ。
- **安全保障に関する活動:** 安全保障保護法（2018:585）の対象となる事業及び活動、すなわち、水の供給、電力・暖房設備、ITインフラ、ヘルスケア、交通インフラ及び重要建造物の監視等、スウェーデンの安全保障にとって重要な活動。
- **軍用品:** 軍用品法（1992:1300）に定義される軍用品及び技術支援を製造、開発、供給する事業。これには、スウェーデン政府の軍用品規則（1992:1303）の付属書Aに記載されている製品を含む。
- **二重用途用品:** EUの二重用途用品の輸出、仲介、技術支援、通過及び移送の管理に関するEU域内体制を確立する規則（規則2021/821）に定義される二重用途用品を製造、開発、供給する事業。
- **重要な原材料、金属及び鉱物:** スウェーデンにとって戦略的に重要な原材料、金属又は鉱物を探鉱、抽出、濃縮又は販売する事業への投資。
- **位置情報又は機微な個人データ:** GDPR第9条1項に定義される個人データ。電子通信法（2022:482）に定義される位置情報。機微な個人

データ又は位置情報を処理することを「主たる目的」とする事業であることが要件である。

- **新規技術及びその他の戦略的保護技術:** 新規技術又はその他の戦略的保護技術に関する製品又は方法の研究又は提供。かかる製品又は方法を製造又は開発できる事業。

5. 届出手続

投資が FDI 法の適用範囲に含まれる場合、強制的な届出義務が発生する。投資家は、投資を実行する前に ISP に届出を行わなければならない。また、上場企業を除き、対象会社にも情報提供義務があり、対象会社の事業運営に FDI 法が適用されること及び投資が FDI 法に定める届出義務の対象となることを、投資家に通知しなければならない。

上記に拘わらず、投資が届出要件を満たさない場合でも、ISP は、投資がスウェーデンの国家安全保障、公序良俗、公共安全を害する可能性があると考えるに足る理由がある場合、当該投資に関して審査を開始することができる。これは、例えば、非 EU 加盟国と関係のある複数の投資家が、個別には届出要件を満たさない投資をそれぞれ行う場合等が想定される。

6. 審査手続

FDI 法は、2 段階の審査手続を定めている。第一段階では、審査当局が完全な届出を受領してから 25 営業日以内に、それ以上の措置を講じないか、審査手続を開始するかの決定が行われる。

第二段階では、審査を開始する決定が下された後、3 か月以内に決定を行う。例外的な状況においては審査期間は 6 か月まで延長され得る。

3 か月の審査期間の審査を開始するかの決定に際して、審査当局は、対象会社の活動の性質（例えば、投資との関連での事業活動の機微性、スウェーデンにとっての事業活動の重要性）及び投資家に関する要因（例えば、投資家が第三国の政府によって支配されているか、投資家がスウェーデンの安全保障に害を及ぼす可能性のある活動に関与したことがあるか等）を考慮する。6 か月の延長審査期間の対象となるケースは少数であると考えられる（例えば、徹底的な審査が必要な第三国との関係が明らかな場合、審査当局がスウェーデン又は EU の他の関連当局に支援を要請した場合、又は当事者自身が審査期間の延長を正当化する追加情報を提出した場合等）。

FDI 法の対象となる投資については、投資を実行する前に、審査当局の承認（又は何らの措置を講じることなく審査を終了する決定）が必要となる。審査当局による審査の間は、投資を実行してはならない投資禁止期間となる。

7. 結果と法的救済

投資の審査の結果、①何らの措置を講じることなく審査を終了する、②承認、③条件付き承認、又は④禁止のいずれかの決定がなされる。2 つのシナリオ(iii)及び(iv)は、審査機関が、スウェーデンの国家安全保障、公序良俗又は公共安全に悪影響を与える可能性がある投資であると判断した場合には、条件付き承認又は禁止の決定がなされる。条件付き承認とは、投資の対象会社の活動、経営及び支配又は投資家に関する状況について一定の条件を付した上で、投資を承認する場合である。禁止の決定には、投資を無効とする効果がある。規制を受ける市場で行われた投資については、代わりに株式を売却する義務が生じる。

FDI 法の違反行為に関しては、最低 25,000 クローネ、最高 1 億クローネの行政罰を科される。届出懈怠やクリアランス取得前の投資実行については、投資家のみが責任の対象となる。一方、対象会社が情報提供義務を果たす際に

誤った情報を提供した場合や情報提供義務を果たさなかった場合には、対象会社が責任を負い得る。

8. 安全保障保護法

FDI 法は、外国直接投資に関する既存の規制に追加されるものである。FDI 法は、スウェーデンの国家安全保障にとって重要な情報や活動をスパイ活動、破壊工作、テロリズム等の脅威から保護する目的の安全保障保護法（2018:585）と並行して適用される。安全保障保護法が適用されるような安全保障上重要な活動を行う対象会社は、結果的に FDI 法の適用も受けることになるため、同一の取引について両方の法令に基づく届出義務が発生することになる。FDI 法とは対照的に、安全保障保護法は、監督当局と協議して取引を成立させる前に、売主に対して、安全保障と適合性の評価を実施することを義務付けている。FDI 法とは異なり、安全保障保護法にはクリアランスの手続に一定の期間が定められていない。また、両法の目的が異なり、それぞれ監督当局が独立して審査を行うため、両法の届出にかかる審査の結果が異なることも考えられる。

[最初のページに戻る](#)

5. ESG / Sustainability

シンガポール

国際カーボン・クレジット枠組みの新しい適格基準の発効

概要

2023 年 10 月 4 日、シンガポール環境持続省（Ministry of Sustainability and the Environment。以下、「MSE」）と国家環境庁（National Environment Agency。以下、「NEA」）は、2050 年までにネット・ゼロ・エミッションを達成するシンガポールの取組の一環として、国際カーボン・クレジット（ICC）フレームワークに関する適格基準を公表した。

ICC フレームワーク

ICC フレームワークは、2022 年 11 月 8 日に国会で可決されたカーボンプライシング改正法案にて新たに導入された。改正法が施行される 2024 年 1 月 1 日以降、シンガポールの炭素税納税義務の対象となる企業（以下、「炭素税対象企業」）⁴は、適格基準を満たした ICC（適格 ICC）を利用して、課税対象排出量の最大 5%をオフセット（相殺）することが可能となる。また、改正法は、2023 年の炭素税が排出量 1 トン当たり 5 シンガポールドル（約 550 円）であるところ、2024 年から 2025 年には 25 シンガポールドル（約 2,750 円）、2026 年以降は 45 シンガポールドル（4,950 円）に段階的に引き上げることが予定している。

そもそも、カーボン・クレジットは、炭素排出の削減、除去、回避を目的としたプロジェクトによって創出されるもので、大気中への排出を阻止できた二酸化炭素 1 トンが、カーボン・クレジット 1 トンに相当する。

ICC 適格基準

ICC が適格とみなされるためには、第一に、パリ協定第 6 条に従い、2021 年 1 月 1 日から 2030 年 12 月 31 日の間になされた炭素排出削減又は除去でな

⁴ 炭素税は、年間の温室効果ガスを二酸化炭素換算で 25,000 トン（tCO₂e）以上排出するすべての事業施設（発電所、廃棄物処理場等）が課税対象となる。

ければならず、第二に、高い環境保全性を実証するために、以下の7つの原則をすべて満たさなければならない。

1. パリ協定に従い、認証された排出削減量・除去量を二度以上算入してはならない（二重計上しないこと）。
2. 認証された排出削減量・除去量は、ホスト国の法律や規制によって要求される排出削減・除去量を上回らなければならない、そうでない場合には通常業務で発生したであろう排出削減量・除去量を上回らなければならない。
3. 認証された排出削減量・除去量は、事業慣行シナリオで発生したであろう排出量の、現実的で弁護可能かつ保守的な見積りに基づいて定量化されていなければならない。
4. 認証された排出削減量・除去量は、ICC発行前に、認定を受けた独立の第三者検証機関によって測定・検証されなければならない、保守的で透明性のある方法で算出されたものでなければならない。
5. 認証された排出削減量・除去量は、可逆的であってはならない。認証された排出削減量・除去量が可逆的であるリスクがある場合、それらの重大な可逆性を監視し、緩和し、補償するための措置が講じられていなければならない。
6. 認証された排出削減量・除去量を創出したプロジェクトは、受入国の適用法、規制要件、又は国際的な義務に違反してはならない。
7. 認証された排出削減量・除去量を創出したプロジェクトは、他の場所での排出量の実質的な増加につながってはならない。他の地域で排出量が大幅に増加するリスクがある場合、そのような排出量の大幅な増加を監視、緩和、補償するための対策が講じられていなければならない。

NEAは、炭素税対象企業がICCを利用して課税対象排出量をオフセットする前に、ICCが適格基準を遵守しているかを評価するプロセスを策定し、適格受入国リスト、プログラム、方法論に関する詳細を年内に発表する予定である。また、NEAは、Gold Standard、Verra's Verified Carbon Standard、Global Carbon Council、American Carbon Registry、Architecture of REDD+ Transactionsの5つのカーボン・クレジットプログラムと覚書を交わしている。

パリ協定の第6条や統合性の高い炭素市場の動向に合わせて、適格性基準は定期的に見直される予定である。

カーボン・クレジット国際諮問パネルの設立

MSEは、ICCフレームワークに関する適格基準の公表と同時に、カーボン・クレジット国際諮問パネル（IAPCC）の設置を発表した。IAPCCは、環境保全やカーボン取引市場の開発等、カーボン・クレジットに関するシンガポールの政策についてシンガポール政府に助言を行うことを目的としており、持続可能性、国際開発、金融の各分野に精通した6名の著名なメンバーで構成されている。

[最初のページに戻る](#)

EU

強制労働が用いられた製品の EU 市場での流通を禁止する規則案についてのアップデート

10月16日、欧州議会の国際市場・国際取引委員会は、欧州委員会の提案した強制労働が用いられた製品のEU市場での流通及びEU市場からの輸出を禁止する規則案（2022年9月14日公表）に関する意見を採択した。以下の修正が提案されている。

- 高リスクの場合における証明責任の転換：強制労働のリスクが高い地域及び産業部門において生産された物品について、立証責任は企業側の負担とすることにより、当局が強制労働がされたことを証明する必要をなくす。
- 改善措置：物品が市場から撤去された場合、企業がその事業又はサプライチェーンにおける強制労働の使用を停止し、関係するすべての事案を改善したことを証明した後にのみ、市場での流通を再び許可する。
- 定義：強制労働の定義には、ILOの基準に合致するよう「処罰の脅威の下に強要され、かつ、自らの自由意思で申し出たものではない一切の労働又はサービス」を含む。

欧州理事会がその意見を採択すれば、最終的な立法に向けて各機関での交渉が開始される。

企業は、サプライチェーンにおける強制労働を含む人権と環境に関する潜在的风险を特定し、適切に対処すべく、この分野の進展を引き続き注視しながら頑強なプロセスを構築すべきである。

Update: EU forced labour market ban proposal - Global Supply Chain Compliance (bakermckenzie.com)

[最初のページに戻る](#)